

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 4526-1（以下、第1部）の規定による。） 通常の使用状態で不注意な使用があった場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないような構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 12.1.101 12.3 12.3.102 12.3.103 12.3.105	第1部の第二条第2項に該当する規定のほか、次による。 箇条 12 構造 12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 12.1.101 はんだ付け端子が、JIS C 4526-1 の 7.2.14 に従って区分される場合、導体を固定するための追加装置を設けなければならない。 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.102 応力の除去及びねじれ止めの方法が、明らかでなければならない。 12.3.103 コードに結び目をつける、端をひも（紐）で縛るなどの間に合わせの方法は、使用してはならない。 12.3.105 コード交換形スイッチについては、コード止めは、スイッチにコードが取り付けられていない場合でも、スイッチのカバーを外したときに部品が脱落しない設計でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				12.3.106	12.3.106 コード止めは、次のような設計でなければならない。 ーコード止めのクランプねじが可触であるか又は可触金属部と電氣的に接続している場合、コードがコード止めのクランプねじと接触することがない ーねじが絶縁材製の場合を除き、コードに直接接触するねじでコードをクランプしない	
				12.3.107	12.3.107 コード交換形スイッチのコード止めは、コードの交換が簡単にできる設計及び配置でなければならない。	
				12.3.108	12.3.108 コード非交換形スイッチは、JIS C 3662 の規格群又は JIS C 3663 の規格群に適合するコード又は製造業者の指定するコードを付けなければならない。	
				12.3.109	12.3.109 コードを交換するときに操作する必要があるねじがある場合、他の部品を固定する役目をしてはならない。	
				12.3.111	12.3.111 コード交換形スイッチについては、カバーを取り付ける前に、導体が正しく接続及び配置されていることを確認することが可能でなければならない。	
				12.3.112	12.3.112 コード交換形単極スイッチは、開閉しない極の単数又は複数の導体の接続を可能にする、追加の単数又は複数の端子を設けていなければならない。	
				12.3.113	12.3.113 コード非交換形スイッチには、はんだ付け、溶接、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				12.3.114 12.3.115 箇条 19 19.102	<p>圧着又は同等に有効な永久的接続部を設けなければならない。</p> <p>12.3.114 事前にコードを接続したスイッチに関し、JIS C 3662 の規格群又は JIS C 3663 の規格群に適合したコードの電流定格は、スイッチの電流定格の値以上でなければならない。</p> <p>12.3.115 接地の連続性のための端子が付いたコード交換形スイッチは、コード止めの破損又は過度な張力が加わった場合、保護接地導体が通電導体の後に切断するように、保護接地導体のたるみに対して十分な空間をもって設計しなければならない。</p> <p>箇条 19 ねじ、通電部品及び接続</p> <p>19.102 絶縁物製のねじを金属ねじと置き換えたときに安全性が低下する場合（例えば、空間距離が減少する。）、置き換えが可能であってはならない。</p>	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.3 箇条 12	箇条 10 接地手段 10.3 クラス I 機器用のスイッチの可触金属部であって、絶縁不良が生じたとき充電部となるおそれがあるものは、接地用の備えをしなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 12 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				12.1 12.1.2 箇条 23	12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 12.1.2 スイッチは、たとえスイッチの導電部が緩んでその位置から外れても、通常の使用、付加絶縁又は強化絶縁が介在する沿面距離又は空間距離が規定する値未満に減少しない構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 23 電子的スイッチの異常動作及び故障状態異常状態の結果として起こる火災のリスク、安全又は感電からの保護を損なう機械的損傷を防止するようなスイッチの構造にしなければならない。（全細分箇条を含む。）（第 1 部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1.2	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定のほか、次による。 箇条 9 感電に対する保護 9.1.2 ヒューズが内部にある旨の表示がスイッチの外側になく、取扱説明書にヒューズが内部にあり、工具を使用してカバー又はカバープレートを外さなければならない旨が書かれている場合、カバー又はカバープレートを取り外した後も充電部への接触に対する保護がされているか、又は取扱説明書に“開く前に電源から切り離す”旨を明記しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2 12.3.110	第 1 部の第四条に該当する規定のほか、次による。 箇条 12 構造 12.2 スwitchの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.110 コードスイッチは、コードが通常の使用中に発生しそうな曲げに耐える設計でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1 14.2 14.3 箇条 20 20.4	箇条 14 固形異物、水の浸入及び高湿状態に対する保護 14.1 固形異物の侵入に対する保護 スwitchは、製造業者の指定どおり取り付け使用したとき、固形異物に対する保護等級を指定しなければならない。(第 1 部の規定による。) 14.2 水の浸入に対する保護 スwitchは、製造業者の指定どおり取り付け使用したとき、水の浸入に対する保護等級を指定しなければならない。(第 1 部の規定による。) 14.3 高湿状態に対する保護 スwitchは、通常使用時に生じる高湿度状態に対して耐えなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング 20.4 剛性プリント配線板アセンブリのコーティング	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続く					剛性プリント配線板アセンブリのコーティングは、汚染に対する保護を備えなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.1 箇条 19 19.1 19.2.2 箇条 21 21.1	箇条 16 温度上昇 16.1 一般要求事項 スイッチは、最大定格電流又は宣言された熱的電流、及び定格温度における通常の使用中の動作で、スイッチの機能に悪影響を及ぼす材質を使用してはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 19 ねじ、通電部品及び接続 19.1 電氣的接続に対する一般要求事項 絶縁材料を介して電氣的接続をする場合には、セラミック、純マイカ又はこれらと同等以上の特性をもつ絶縁材料を用いなければならない。(第 1 部の規定による。) 19.2.2 接触圧力を伝達するねじは、金属製のねじにかみ合っていないなければならない。それらのねじは、亜鉛、アルミニウムなどの軟質又は変形しやすい材料を使用してはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 21 耐火性 21.1 耐熱性 非金属材料部品は、耐熱性がなければならない。(第 1 部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 22 箇条 24	の規定による。) 箇条 22 耐食性 さびによって安全性を損なうおそれがある鉄鋼製の部品は、さびに対して適切な保護がされていなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 24 電子的スイッチの構成部品 故障した場合に、感電及び火災の危険を引き起こすことのある構成部品は、この規格の要求事項か、又は関連 JIS 構成部品の規格に従わなければならない。(全細分箇条を含む。)(第 1 部の規定による。)	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1.2 箇条 12 12.2 12.3.117	第 1 部の第七条第 1 項に該当する規定のほか、次による。 箇条 9 感電に対する保護 9.1.2 工具を使用しないでカバー、カバープレート又はヒューズが取り外せる場合、カバー又はカバープレートを取り外した後も充電部への接触に対する保護がされていなければならない。 箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.117 壁上のスイッチつり下げ手段が破壊したとしても、充電部は、標準試験指で接触できてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	箇条 9 感電に対する保護	
				9.3	9.3 機器用のスイッチのアクチュエータの可触部分は、一つの可触金属部又は幾つかの組み合わされた金属部と接地間の漏れ電流は規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 10 10.4	箇条 10 接地接続の手段 10.4 接地端子、接地端子部又は他の接地手段とそれらに接続する部品との間の接続は、低い抵抗値でなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	箇条 17 耐久性	
				17.2.5.3	17.2.5.3 絶縁適合性 規定の試験を全て終了したとき、スイッチは、充電部と接地金属、可触金属部、又はアクチュエータとの間に瞬間的な漏電の徴候があつてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 12 12.3 12.3.104	第 1 部の第八条に該当する規定のほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スwitchの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.104 コードスイッチのコード止めは、絶縁材料製とするか、又は金属製であれば、接触できる金属部又は接触で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き					きる絶縁面から付加絶縁の要求事項を満足する絶縁物によって、絶縁しなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.2 箇条 23 23.1 23.3 23.4 箇条 24	箇条 21 耐火性 21.2 異常発生熱に対する耐熱性 非金属材料部品は、試験温度 650 °C等のグローワイヤ試験で、グローワイヤの取外し後、30 秒以内に試料の炎又は赤熱が消えなければならない。また、試料の下に置いた薄葉紙が発火してはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 23 電子式スイッチの異常動作及び故障状態 23.1 異常状態でスイッチを動作させた場合には、どの部分も、スイッチの周囲が火災の危険になるような温度に達してはならない。(第 1 部の規定による。) 23.3 電子的コードスイッチ及び電子的独立形固定スイッチは、規定の試験において、火炎及び燃焼粒子の放出が起こってはならない。(第 1 部の規定による。) 23.4 冷却障害の場合の火災に対する保護 強制冷却とともに使用するよう意図されている宣言された熱電流のスイッチでは、規定の試験において、火炎又は燃焼粒子の放出が起こってはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 24 電子式スイッチの構成部品	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				24.1.2 24.1.4	24.1.2 安全器 規定の試験において、継続的なアーク発生が起こってはならない。(第 1 部の規定による。) 24.1.4 ヒューズ抵抗 ヒューズ抵抗は、故障状態下での破断中に火炎又は燃焼粒子の放出を引き起こしてはならない。(第 1 部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 16.3.1 箇条 24 24.1.2.1	箇条 16 温度上昇 16.3.1 スイッチのその他の部品は、通常の使用においてスイッチの使用者に危害を与えるような過度の温度に達してはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 24 電子式スイッチの構成部品 24.1.2.1 リセット不可能な安全器 リセット不可能な安全器の可触表面は、製造業者が規定した最大温度又は異常状態についての温度値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.3 12.3.110	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定のほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.110 挿入口又はブッシングにとがった角があつては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.101 12.3.107 12.3.116 12.3.117 箇条 18 18.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定のほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スwitchの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.101 コードスイッチは、導体を端子に接続する場所で導体がねじりを含むひずみから解放され、コードのシースが摩擦から保護されて所定位置に保持されるように、コード止めをもたなければならない。 12.3.107 コード交換形スイッチのコード止めは、引っ張り試験後にコードが縦方向に2 mmを超えて移動してはならず、接続部に目立ったひずみがあってはならない。 12.3.116 つり下げ手段があるコードスイッチは、使用中に加えられるストレスに耐えるために、十分な機械的強度をもたなければならない。 12.3.117 コードスイッチは、通常の使用状態のように、壁に懸垂し、50 Nを加えた状態で、壁上のスイッチつり下げ手段が破壊してはならない。 箇条 18 機械的強度 18.101 足踏みタイプ以外のコードスイッチは、落下試験後、この規格に適合しなくなる損傷があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				18.102	18.102 足踏みタイプのコードスイッチは、圧縮試験後、試料には、この規格に適合しなくなる損傷があつてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 通常の使用状態で不注意な使用があつた場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないような構造でな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			なければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						ぼし又は物件に 損傷を与えるお それがないた め、非該当が妥 当と考える。
第十六条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとし る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.2.1 11.1.3.1	箇条 11 端子及び端子部 11.1.2.1 ねじ式端子は、規定の断面積の導体を接続できな ければならない。(第1部の規定による。) 11.1.3.1 ねじなし端子は、規定の断面積の導体を接続でき なければならず。(第1部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25	箇条 25 EMC 要求事項 機器用スイッチは、製造業者の仕様に従って使用するとき に、イミュニティについての要求事項を満たさなければなら ない。機器に作り付けたり組み込むことを予定している 電子的スイッチは、最終製品のイミュニティについての要 求事項に従わなければならない。 電子的コードスイッチ及び独立形固定スイッチは、製造業 者の宣言に従って使用するときにイミュニティについて の要求事項を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				25.1.1	(第 1 部の規定による。) 25.1.1 電圧ディップ及び瞬断 電子的スイッチは、電圧ディップ及び瞬断試験後、電子的スイッチは最初の状態にあり、設定は変化していない状態 でなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				25.1.3	25.1.3 電気的高速過渡電圧試験 電子的スイッチは、電気的高速過渡電圧試験後、スイッチ は最初の状態のままなければならない。(第 1 部の規定 による。)	
				25.1.4	25.1.4 静電放電試験 通常使用状態に取り付けられた電子的スイッチは、静電接 触及び空気放電に耐えなければならない。(第 1 部の規定 による。)	
				25.1.5	25.1.5 放射電磁界試験 連続電波放射電磁エネルギーを発生する携帯用無線トラ ンシーバ又は他の装置によって発生するものなどの電磁 界を受ける電子的スイッチは、規定の試験後、電子的ス イッチは最初の状態のままであり、設定も変化していない 状態で行なければならない。(第 1 部の規定による。)	
				25.1.6	25.1.6 電源周波数磁界試験 電子的スイッチは、規定の試験中、電子的スイッチの状態	

技術基準との整合確認書

規格番号 : JIS C 4526-2-1:2016

規格名 : 機器用スイッチー第 2-1 部 : コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条 条続き					が変わってはならない。(第 1 部の規定による。)	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.2.1 25.2.2	箇条 25 EMC 要求事項 機器用スイッチは、製造業者の仕様に従って使用するとき、エミッションについての要求事項を満たさなければならない。機器に作り付けたり組み込むことを予定している電子的スイッチは、最終製品のエミッションについての要求事項に従わなければならない。 電子的コードスイッチ及び独立形固定スイッチは、製造業者の宣言に従って使用するときエミッションについての要求事項を満たさなければならない。(第 1 部の規定による。) 25.2.1 低周波エミッション 公衆低電圧供給システムに接続する電子的スイッチは、回線に過度の妨害の原因とならないように設計しなければならない。(第 1 部の規定による。) 25.2.2 無線周波エミッション 電子的コードスイッチ及び電子的独立形固定スイッチは、過度の無線妨害の原因とならないように設計しなければならない。電子的スイッチは、CISPR 14-1 又は CISPR 15 の要求事項に準拠しなければならない。(第 1 部の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き					による。)	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1.1 8.8 8.9 8.10	箇条 8 表示及び文章 8.1.1 表示による情報 規定の情報を、スイッチに表示しなければならない。 （第 1 部の規定による。） 8.8 スイッチへの表示は、ねじ、取外し可能ワッシャ又は 導体接続のとき及びスイッチ設置中に取り外すおそれのあるその他の部品の上に表示してはならない。電子的スイッチに内蔵する交換可能なヒューズの特性の表示は、ヒューズホルダ上又はヒューズの近傍に表示しなければならない。（第 1 部の規定による。） 8.9 表示は、消えにくく、かつ、判読可能でなければならない。（第 1 部の規定による。） 8.10 郭をもち、機器に組み込ませることを意図しないスイッチは、“OFF” 位置が明瞭に表示されていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチ第2-1部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項の続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限りに、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2016

規格名：機器用スイッチー第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨				